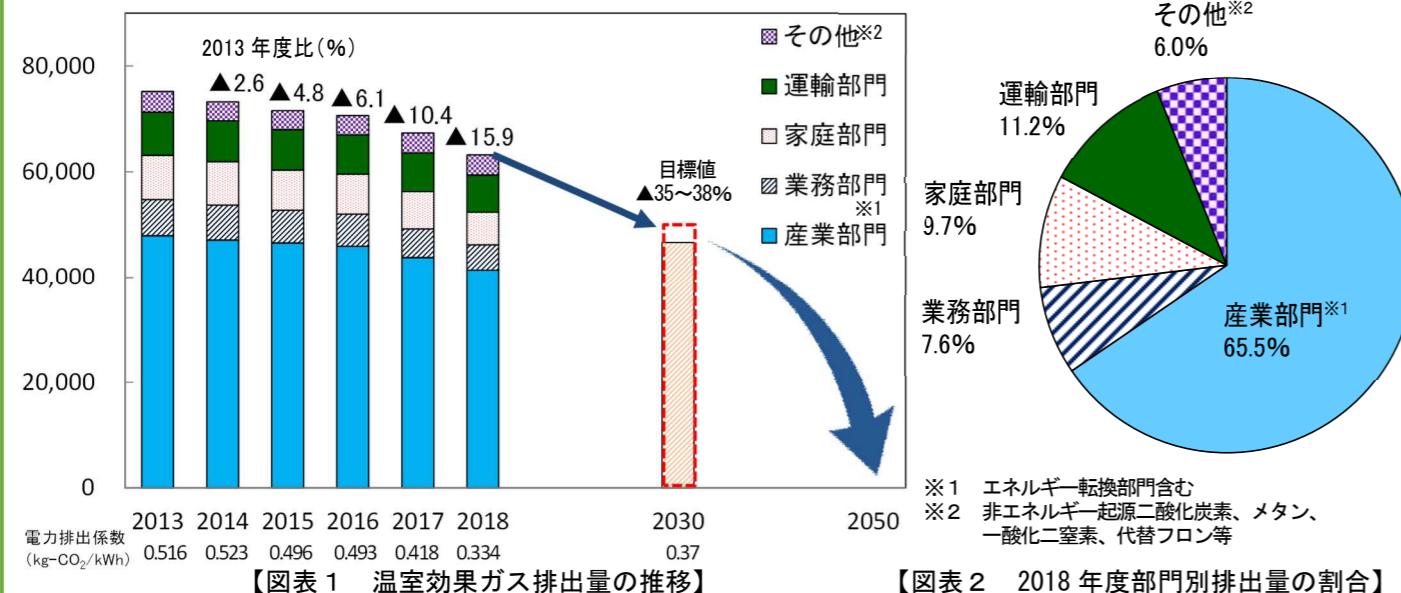


事業者に対する温室効果ガス排出抑制計画及び措置結果報告制度の改正(案)

I 現状

1 県内の温室効果ガス排出量

- 2018年度の排出量(速報値)は、63,220kt-CO₂(計画基準年度(2013年度比)▲15.9%)
- 各部門で省エネの取組等が進んだことや電力排出係数の低下等により、5年連続で減少
- 全排出量のうち65.5%が産業部門※1、7.6%が業務部門からの排出



2 「特定物質排出抑制計画・措置結果報告制度(以下「制度」)」の概要

(1) 大規模事業所に対する指導

環境の保全と創造に関する条例(以下「条例」)に基づき、エネルギー使用量1,500kL/年以上の事業所に、排出抑制計画の作成・措置結果報告を義務付け加えて、事業者単位で公表

【図表3】制度の概要

エネルギーの使用量 (原油換算)	根拠規定	報告事項等		
		計画	措置結果	公表
1,500kL/年以上	条例	○	○	○
500kL/年以上*		○	○	
500kL/年未満*	要綱	○	○	

* 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置事業所

(2) 中小規模事業所に対する指導

大気汚染防止法のばい煙発生施設を設置するエネルギー使用量500kL/年以上の事業所を条例対象とし、排出抑制計画の策定・措置結果の報告を義務付け
500kL/年未満の事業所に対して、温室効果ガス排出抑制指導要綱に基づく排出抑制を指導

3 条例対象事業所の排出量

- 2019年度の条例対象事業所の排出量(速報値)は、30,217kt-CO₂で、2013年度比▲20.2%

- 廃熱利用設備の設置や生産プロセスの改善等による省エネ化等により、5年連続で減少

【図表4】条例対象事業所の排出量

単位: kt-CO₂

部 門	2013(H25)年度		2018(H30)年度		2019(R1)年度(速報値)		
	事業所数	排出量(県内排出量に占める割合%)	事業所数	排出量(県内排出量に占める割合%)	事業所数	排出量	前年度比
産 業	630	34,503 (45.9%)	654	29,403 (46.5%)	657	27,758	▲5.6%
業 務	384	1,821 (2.4%)	367	1,348 (2.1%)	371	1,275	▲5.4%
その他の部門	49	1,523 (2.0%)	45	1,202 (1.9%)	45	1,184	▲1.5%
合計	1,063	37,847 (50.3%)	1,066	31,954 (50.5%)	1,073	30,217	▲5.4%

*1 廃棄物部門等
*2 四捨五入の関係で一致しない。

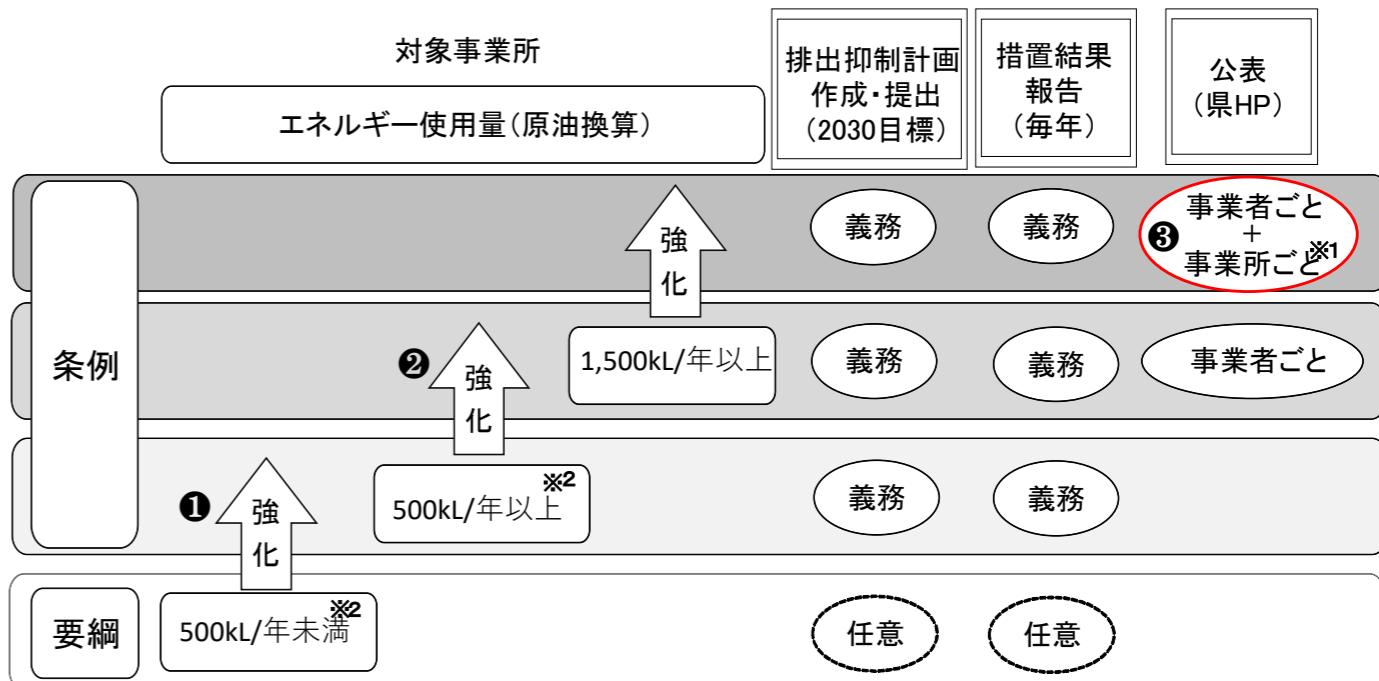
II 改正内容

1 改正の背景

- 「兵庫県地球温暖化対策推進計画を改定し(令和3年3月)、2030年度の温室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギー導入目標を強化(削減目標:▲26.5%→▲35~38%、再エネ目標:70億kWh→80億kWh)
 - 全排出量の約73%を占める産業部門・業務部門からの削減の協力が不可欠
 - SDGsやESG投資等の脱炭素要請の高まりや、地球温暖化対策の推進に関する法律の見直し(企業排出量情報のオープンデータ化)など、情報開示や再エネ利用等の取組強化を求める動き
- ⇒産業・業務部門の取組を強化するとともに更なる脱炭素経営の拡大を図り、県計画の目標達成を目指す。

2 制度の改正(案)

- ①エネルギー使用量が500kL/年未満であって、大気汚染防止法のばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。以下同じ。)を設置している事業所を条例対象に追加
- ②エネルギー使用量が500kL/年以上1,500kL/年未満で大気汚染防止法のばい煙発生施設を設置している事業所を設置し、又は管理している者を公表対象に追加
- ③エネルギー使用量1,500kL/年以上の事業所は事業者単位に加えて、事業所ごとの内訳を公表



*1 報告書のみ *2 大気汚染防止法のばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。)の設置事業所

【図表5】制度の改正内容(案)

(参考)「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年6月2日公布)の概要

脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化

- 電子システムによる報告の原則化
- 事業所ごとの排出量情報が開示請求なしで公表される仕組み